

大切な命だから考えよう

「犬」「猫」との暮らし方

問合せ／環境総務課（市役所10階）

☎ 0545-55-2768 ㊚ 0545-51-0522

㊚ ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp



万が一飼い犬や飼い猫が迷子になったら…

環境総務課と、下の2か所にもご連絡ください。

富士保健所 衛生薬務課 本市場441-1 ☎0545-65-2154

富士警察署 会計課 八代町3-55 ☎0545-51-0110

犬との暮らし方

マイククロチップ登録制度

新たに犬を飼い始めた場合や、飼い主・住所が変わった場合は、環境省ウェブサイト内の「犬と猫のマイククロチップ情報登録」から登録情報の更新を忘れずに行ってください。

更新した翌日に環境省から市へ情報提供されるため、市役所窓口での手続は不要です。

※マイククロチップを装着していない場合は、市役所窓口での手続が必要ですよ。

※猫については、市への登録は不要です。



▲詳しくはこちら

狂犬病の予防注射を動物病院で受けさせましょう

生後91日以上の子犬の所有者は、狂犬病の予防注射を、毎年1回（原則4〜6月の間）お近くまたはかかりつけの動物病院で受けてください。

※詳しくは、3月中に届くお知らせはがきをご覧ください。

※犬の体調不良などが理由で、期間内に予防注射を受けさせられない場合は、獣医師が発行する猶予証を環境総務課に提出してください。

猫との暮らし方

室内飼養を徹底しましょう

猫を屋外に出すと、近隣住民の迷惑になるだけでなく、交通事故や感染症など、猫への危険もいっぱいです。室内飼養を徹底しましょう。

餌やりを行っている人へ

飼い主のいない猫に餌やりを行うと、その人自身に猫の世話をする責任が発生します。猫のことを思って餌やりを行うためには、地域住民の理解を得る必要があります。次の3つを守りましょう。

- 1 時間を決めて餌をあげる
- 2 トイレを必ずつくり、トイレ以外ではふん尿をしないようにしつける
- 3 去勢・避妊手術をして飼い主のいない猫を増やさない

飼い主のいない猫の去勢・避妊手術補助制度

飼い主のいない猫の去勢・避妊手術をした場合は、その年度内（4月1日〜翌年3月31日）に申請すると、補助金が交付されます。

詳しくは、環境総務課にお問い合わせください。

※補助金は、予算が終了次第、申請受付を終了します。



▲詳しくはこちら

猫のふん尿や鳴き声でお困りの人へ

飼い主のいない猫の問題は、地域全体で考え・話し合い、地域で解決することになります。

解決策の1つとして、「地域猫活動」があります。困り事や分からないことなどがある場合は、環境総務課にご相談ください。



▲詳しくはこちら

富士市猫の適正管理推進モデル事業補助金

地域猫活動の促進と地域住民の負担軽減を図るため、町内会・区単位で取り組む地域猫活動に対し、年間10万円を上限に補助します。



▲詳しくはこちら

指定避難所へスターターキットを配備しました

災害時に自宅で生活できなくなった場合、ペットと一緒に指定避難所へ「同行避難」ができます。

ペットスペースを設置する道具をまとめた「スターターキット」を、全ての指定避難所に配備しました。



▲詳しくはこちら